

提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等業務）

1. 官公署発行の証明書等は、複写可とする。
2. チェック欄を使用し、提出書類の確認すること。
3. 特記事項があれば、備考欄に記入すること。

提出書類の名称		指定様式	注意事項	市内業者	市外業者	チェック(レ点)
1	提出書類一覧表	指定様式	・提出用につき、返却不可	○	○	
2	入札参加資格審査申請書	様式第1号	【参照】申請書（記載例）	○	○	
3	使用印鑑届	様式第6号	・入札（見積）書及び契約の締結並びに代金の請求等に使用する印鑑を届け出	○	○	
4	委任状	指定様式	・入札等の権限を支店長等に継続して委任する場合に提出 ・委任者の印鑑は実印、受任者の印鑑は使用印	△	△	
5	業態調査	様式第4号		○	○	
6	登録証明書	発行官公署 [複写可]	・営業に関し法律上必要とする登録の証明書であり、発行（証明）年月日が申請書を提出する日から3ヶ月以内のもの ・登録通知書、国土交通省に提出済の現況報告書の写しも可ただし、最新のもの	○	○	
7	経営規模等総括表	様式第5号	・国土交通省に提出済の現況報告書の写しも可	○	○	
8	測量等実績調査	様式第2号	・直前2営業年度分の実績を確認できるもの ・南砺市以外の実績も可 ・国土交通省に提出済の現況報告書の写しも可	○	○	
9	技術者経歴書	様式第3号	・国土交通省に提出済の現況報告書の写しも可	○	○	
10	誓約書	別記様式		○	○	
11	納税証明書 （未納額がない証明書）	国税（法人）	本社所在地を所管する 税務署 [複写可]	・法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税の未納額がない証明書（発行年月日が申請書の直前3ヶ月以内のもの） 様式「その3の3」 ・個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税の未納額がない証明書（発行年月日が申請書の直前3ヶ月以内のもの） 様式「その3の2」	○	○
		（個人）				
		市税（法人）	本社又は委任先の市町村 [複写可]	・法人の場合は、法人市町村民税、特別徴収市町村民税、固定資産税、事業所税、軽自動車税の納税証明書（未納がないことの証明書で、発行年月日が申請の直前3ヶ月以内のもの） ・入札等の権限を支店（支社、営業所等）に委任する場合は、委任先の所在する市町村が発行するもののみ必要 ・個人の場合は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納税証明書（未納がないことの証明書で、発行年月日が申請の直前3ヶ月以内のもの）	○	○
（個人）						
	（法人・個人共通） 南砺市に本店、又は支店等の委任先がある場合	（南砺市） 完納証明書	請求先： 南砺市役所各行政センター窓口又は、 南砺市役所市民協働部税務課（井波庁舎）			
12	法人	登記事項証明書（現在事項証明書、履歴事項証明書いずれも可）	本社所在地を所管する法務局 [複写可]	・発行（証明）年月日が申請書を提出する日から3ヶ月以内のもの	○	○
	個人	代表者の身分証明書	戸籍本籍地の市町村 [複写可]	・個人の場合で、南砺市に戸籍本籍地のある方 請求先： 南砺市役所各行政センター窓口又は、 南砺市役所民生部住民生活課（井波庁舎）		
13	法人	財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）	任意様式	・申請の直前2営業年度分	○	○
	個人	確定申告書及び青色申告決算書（収支内訳書）の写し	国税庁様式			
14	事務所にかかる調査票	別記様式	・以下に該当する場合は提出 南砺市内に支店又は営業所を有するもので、本店等から年間を通ず委任状が提出されているもの	—	△	
15	所在地略図（住宅地図のコピー等）	任意の様式		—	△	
16	受理書用返信用封筒（又は返信用葉書）	任意の様式	申請について受理書が必要な方は、受理書又は申請書の写しを作成し、返信用封筒（又は返信用葉書）を同封（郵送で申請される場合）の上、送付してください。	△	△	
備考						

※提出の有無欄 ○印は申請者が全員提出する書類であり、△印は該当者のみが提出する書類であることを示す。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、南砺市が実施する建設工事等入札参加資格審査申請を行うに当たり、次の1及び2のいずれにも該当していないこと並びに今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴市から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報（富山県警察本部）に提供することについて同意します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第3号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（※1）
- 2 南砺市暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団（※2）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（※3）

年 月 日

南砺市長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

※2 南砺市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※3 富山県暴力団排除条例に関する規則（抜粋）

（暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

第3条 条例第6条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者